

医療訴訟に係る損害賠償の額の決定について

医療訴訟に係る損害賠償の額の決定について、磐田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年磐田市条例第227号）第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

記

1 損害賠償の額

医療事故損害賠償 金57,905,556円

2 損害賠償の相手方

磐田市在住の個人（法定代理人：個人の配偶者）

3 事故の概要

平成25年4月に磐田市立総合病院において脳外科手術を実施後、意識障害に至った患者に係るもの